きたうら

第24号

発行所
北浦村大字山田
北浦村役場

発行人
真家襄之

印刷所
石崎印刷株式会社
電話（鉾田）一四八番

新年に思う自治ということ

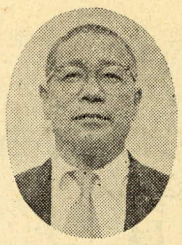

村長　真家襄之

幼い子供が、元気よく遊んでいる。そこに大人が「こうした方がよい」等と口を出そうものなら、大抵の子供なら「いいよ独りでやっているんだから」と云うだろう。幼い子供でさえ他人から余計な世話はやいて貰いたくない、自分のことは自分でしたいという気持がある。たとえ、大人から見たらどんなに下手くそであろうとも……。このように健全な精神を持つた普通人ならば、誰でも、自分のことは他人から余計な干渉をされたくないという気持があるのが自然である。「自分のことは自分でする」この平凡なことが、すなわち自治なのであり

この気持をおし広めてゆけば自分の住んでいる村或は県の政治にまで及び、そこに住んでいる自分達だけでの手で立派にやつていこうではないかそれがとりも直さず地方自治の精神である。

新しい年の始めにあたつて地方自治という現行法上の一つの制度を再認識して、村民各位の御協力のもと、益々新しい住みよい村建設のため努力致したいと思います。

新農村建設

特別助成事業実施基準の運用

一、實施基準の意義

新農山漁村総合対策、いわゆる新しい村づくりを実施するため、北浦村農村振興協議会では、統計調査員の方にお願いして、基礎調査及び世論調査を行いましたがこれは農山漁民の総意と自主性をもととして、まず詳細に基礎調査を行い、地域の実態とその長所短所を浮きぼりにしたうえで、この調査を基礎として村づくりの目標　つまりわが村の希望に満ちた将来を画きだす基本振興計画を樹立するために実施した調査でありまして一部の方は税金の資料にするのではないかと心配された向もあるそうですが絶対に御心配はいりません。

協議会では更に新しい村づくり運動の趣旨徹底と皆さんの御意見事業計画等をお伺いするため一月中に部落毎に座談会を行いますからその際は進んで出席し御意見を述べられるようお願いします。

新しい村づくりは、膨大な事業量と経費を伴うものであり国の助成のみをもつて成し遂げられるものではなく、むしろ大部分は、農山漁民の自力をもつて実施しなければなりません、そして一部自力のおよばないものについて、国の各種の助成や関係融資を受けることができます。

この助成や融資は第一に振興計画の実現を期するためのその強力な起動力の役目を果すものであつて、これを村づくり事業の呼水とし、さらに他の事業の実施態勢の実現の決意を盛りあげ、その実行を確保するとともに、第二には、各種の事業を相互に関連させ血のかよつた結びつきをもたせて、総合的な効果を高めていくような役目を持つているものである。

したがつて、特別助成事業が単に補助金目あての、その場かぎりの事業に終るようなことがあつては、以上の趣旨として、本末を転倒することとなるからこのような考えは厳に避けなければなりません。

特別助成事業は、真に村づくりの土台石として、地域の実情に即し、とくに緊要な事業であり、高い効果を期待し得るものに限つて実施されます右のねらいに沿うものであれば、事業種目の選択にあたつては、地域の自主的な希望が巾広くとりいれられる仕組みとなつており、特定の事業ごとに定められた、一般の補助事業にくらべて大きな弾力性をもつている。

しかし国の各種の助成事業と直接間接に深いつながりをもつている、特別助成はこれらの事業別に実施される他の国の助成事業と歯車のように組み合つて、相互にその長所を伸ばし、足らざるを補い合いながら、総合融和的な効果をあげていくことをねらいとしているものです。したがつて特別助成事業は地域の自主的な事業選択により実施されるものであるとはいえ、特別助成事業の特点となつている総合助成方式はあくまで確保することとして一定の方針と最小限度の規制を設けられてあります。

これがいわゆる実施基準であるが、これに規制されている主なる点をあげれば、つぎのとおりである。

1. 事業種目の範囲を定めてあること
2. 個人的な施設となり、あるいは零細補助となることを避けていること
3. 地域にとつて新しい種類の施設、または事業であることを原則とすること
4. 補助の対象は、原則として固定資産的施設に限ること
5. 事業費単価の目安を定めていること
6. 補助の対象となるものの範囲および補助の条件を明示していること

以上が実施基準の内容をなす主なる点であるがこれらの規定は決して農山漁民の自主性を抑圧するために設けられたものでなくむしろ真の自主性を活かすため、また同時に特別期成事業の優れた特点を確保し　さらにその伸展を図るために設けられたものであります。

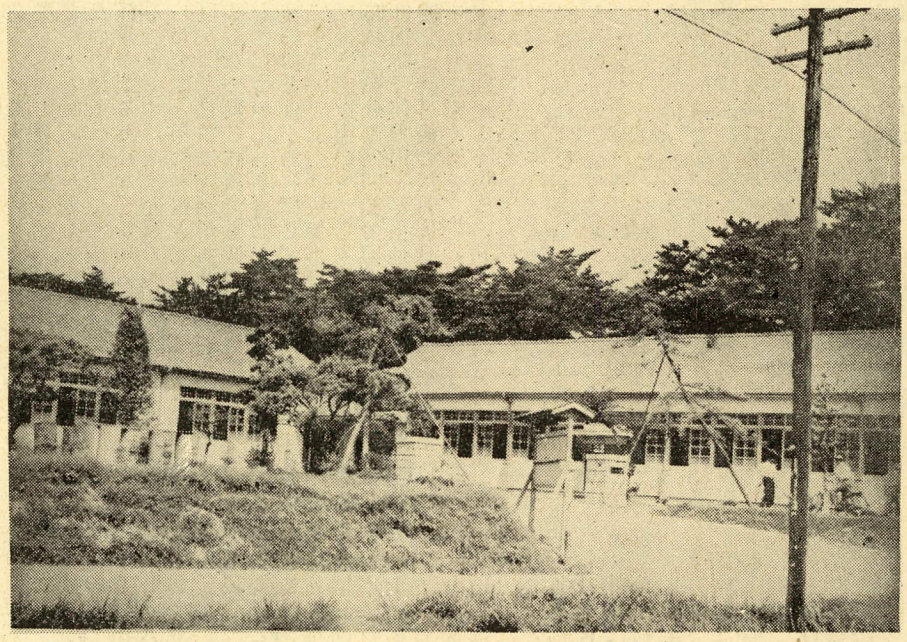

二、事業の概要

特別助成事業は、国庫補助により行なう事業と農林漁業金融公庫融資によつて行われる事業となつておりさらに補助事業については、一部の事業種目を除き、その補助残に対して公庫融資が受けられることになつています

事業主体は、事業の目的及び種類に応じ市町村農業協同組合、森林組合　漁業協同組合、青年婦人組織または部落団体　各種申合せ組合共同施行等）等があたります。

補助事業の種目は、正規にかかげられたものだけでも五〇余種におよんでいるので大きく分類して、次のようになつている。

一、土地整備事業
1. 農地整備事業
2. 樹園地造成事業
3. 草資源開発整備事業
4. 林野整備事業

二、農山漁村振興共同施設
1. 共同作業施設
2. 共同管理施設
3. 共同処理加工施設
4. 共同集荷貯蔵施設
5. 漁船管理補給施設
6. 漁船用通信施設
7. 農事センター
8. 青年研修施設
9. 農事放送施設
10. 生活改善展示施設

三、特認事業

特認事業は地域の実情によつて正規の事業種目にない事業についても希望がでてくることは当然でその場合は地域振興の基本的な構想に照して、真に緊要度が高く、事業効果が顕著であると認められるものであればこの基準の本旨に反しない限り、農林大臣の承認を受けて実施できるようになつております。

以上が事業の概要でありますが詳細については部落座談会で説明いたします。

北浦村農村振興協議会

印鑑條例施行についての注意

昭和三十四年十二月五日設定昭和三十五年一月一日より印鑑条例が施行されましたが、印鑑登録及び登録変更または印鑑証明交付申請等を必要とする方は次の点に御注意下さい。

一、印鑑登録及び登録変更申請は申請書に本人みずから自署押印し保証人の連署押印を必要とします。保証人の押印する印鑑は本村に登録を受けていたものでなければなりません。

二、右の登録を受けようとする者が病気その他やむを得ない理由により本人みずから申請ができないときはその理由を証する書類及び自署押印した委任状をそえ申請することができます。代理人による印鑑証明交付申請の場合も委任状を添えなければならない。

三、登録及び登録変更を受けようとする印鑑は戸籍簿または住民票に記載されている氏名または氏名の一部を組合せたものであらわされていないもの。ゴム印その他印形の変化しやすいもの。印影の照合が困難なもの。保証の真実性が疑わしいもの。申請が本人の意志によらないと認められたもの等は登録及び交付申請ができませんから必要とされる方は充分調査整備の上申請される様お願いします。

本村の人口

（12月末日現在）

男	6.162人
女	6.690人
計	12.852人
世帯数	2.179戸

年末年始の虚礼廃止申合せ

衆議院運営委員会にて

昭和二十九年以来本院議員は虚礼廃止の申合せをして来たのでありますが今年の年末年始に際しては特にその趣旨の徹底を期すべく決議をもつてこれを励行し、議員本来の使命に専心するものである。

一、印刷によると否とを問わず個々の年賀状、年賀電報あいさつ状、これらに類するあらゆる書状及びポスターカレンダー手拭その他の物品の贈与並びに新聞雑誌の年賀広告、放送による年賀あいさつ等は一切廃止すること。

二、議員であるがための寄付及び冠婚葬祭に対する虚礼は一切行わないこと。

なお本申合せに反した場合は議員運営委員会において調査の上適当な措置を講ずることとする。

広報のしおり（1月）

一日　元旦、四方拝（宮中）
初詣、熱管理強調運動（一月から三月）
メートル法実施一周年
二日　初荷
四日　官庁仕事はじめ
七日　七草、千円札発行十周年
十日　十日戒（各神社）、年賀郵便特別取扱終る
一四日　お正月の火祭、鳥追い、北ベトナム独立宣言十周年
一五日　成人の日、お年玉年賀はがき抽せん会（大阪）
二一日　大寒、国体冬期大会スケート競技（二四日まで長野美鈴湖）
二四日　学校給食週間（三〇日まで）
二六日　文化財防火デー

完成間近い山田地区中学通学道路

貧しい人々にあたたかい心を

旧歳末助けあい運動

こがらしが吹きすさぶ師走がやつてきました、本年も村内の生活にお困りの気のどくな人々に少しでも明るい正月が迎えられるよう村民の皆さんのあたたかいお気持に訴え同情袋による助けあい運動を一月八日より一月二十七日まで実施いたします。どうぞご協力の程おねがいいたします

厚生課

組合だより　共済

新年の御挨拶

組合長　斎藤　操

明けましておめでとう御座います。

昨年中は組合更生のために組合員の皆様に格別の御協力をいただきそのたまものとして事業も着々進捗の一途をたどり職員一同希望にもえた晴々しい気持で新年をむかえることができました事は昨年六月八百万円の整理と取組んだ当時の気持と考い合せ全く感無量であります。

私は本紙昨年十二月号に於て十一月二十日現在窓口現金納入が拾五万六千円余あり今後続いて納入される見込であることを申述べておきましたが其の後の納入状況を左記の通り御報告申し上げ本年も続いて御協力方御願い致し失礼ながら新年の御挨拶といたします。

記

十二月二十日現在
三十四年度水陸稲家畜掛金現金納入額　四拾弐万六千弐百五拾円
過年度分各種未収掛金現金納入額　八拾万参千弐百四拾七円
支払共済金との相殺概算額　弐百五拾万円
以上

文化資料を與えてくれた

食生活改善展示会見学

北浦村農研生活改善グループ会員四百名は七台のバスに分乗水戸市公民館にての展示会を見学した。会場には非常に身近にすぐ必要とするものばかりが展示されていたが、私達団体の人数が多過ぎたり又時間の制限もあつて筆記したり説明を読んでいることが出来なかつたのは残念だつた。だが今後の生改グループ活動に多くの資料を与えてくれた事はうたがえない。大豆料理の種々様々有色野菜の生産計画、油の上手な使い方、おやつ、保存食とすぐにも学びおこなつて行きたいというものばかり。私達農村婦人の一人のこらずが此の様に食生活において改善が身につき実行されていたならば近い将来本当に明るい健康な村になる事は間違いないだろう。よく計画をたてこれらの資料を一つ一つ研究して行こうと私達は話し合つた。台所改善、これも主婦にとつては魅力のあることだ。一朝一夕にはむずかしいがよく家族と相談し夫婦協力して長期計画に入れ主婦の仂く場所家族への食事作りの場を気持よく清潔にすることも、文化生活を営む上から必須だ、改善された台所用品これらもそれにともなつて必要となつてくる。

帰途無事一日のスケジュールを終りほつとしながら皆と語り合つた。結局有益なことばかりだつたが、見ただけに終つてはいけない。これをいかに生活に取り入れるか、ということが展示会見学に参加して得た大きな課題だ。私達は今後生改グループ活動をとおしてこれらの事を身につけ、よりよい農村婦人として地位を向上させて行きたいものと深く心にうなずいたのだつた

（原静江記）

（原さんと同じに見学されました水無生改クラブ千ケ崎美津子さんの記は紙面の都合上二月号に編集しますので御まち下さい。部よりおわび致します。）

農業委員会だより

農地の売買贈与交換を行う場合の申請のやり方。最近は非常に多くなりましたので申請のやり方を正しく理解して早く正確に手続きができるようにいたしましょう、売買贈与交換などは同一の様式です。

申請書の名称は「農地法第三条の規定による許可申請書」といいます。

第一に売買贈与交換をしようとする土地の「土地台帳謄本」を北浦村大字山田にある「登記所」より下げて印鑑といつしよに農業委員会へ特参すること。印鑑は必ず土地を渡す人と土地を受取る人と両方を持参すること。

第二は申請書の作成ですがこの申請書は本人が記載するのがたてまえなのに農業委員会の職員が書く事が当然のように考えられております。そのために職員がいちいち申請書を作成しているので農業委員会の重要な事務がおくれてしまいますし、北浦の農業を発展させる重大な仕事に手をつけられないのが現況です。しかしむずかしい書類ではないが、なれない人は思うように書類ができませんから職員が代書をして上げます。それで次のことだけは自分の家でよく調べてから農業委員会へ出かけて来て下さい。売買贈与交換をしようとする土地が現在生存している人の名儀になつているかどうか、もしなつていなければ相続登記を登記所で済ませてから土地台帳謄本を下げること。死んでしまつた人から生きている人に売買贈与交換は契約できません次に土地を渡す人も受取る人も自分の自作している田は幾らあり畑はいくらあるか、次に自分の家で他から借りている小作地の田がいくら畑が何反何畝何歩あるか。次に他へ又渡すときでも遠い土地を渡す人と土地を受取つて交換するためとか借金の代りに土地を渡すとか息子の結婚費用を造るために土地を渡すとか農業を止めて雑貨商を始める資金を造るためとか老令となつたので息子へ贈与して後継で経営を譲るためなどを記入することです。次は売買の契約した金額と条件を書きます。現在は売買額は統制がありませんので幾ら高額でも低額でもさしつかえありません。又契約の条件があれば必ず書いて下さい。例えば県知事の許可後登記を引いてから現金一時払とか分割何回払で第一回は何時で何万円とか土地の引渡しは許可後の何月何日とするなどを書くこと、それから家族の間でよく異議が起り争いができるので必ず家族の意見もきいて下さい。家族より異議があれば農業委員会は保留や取下などをする場合もあります。それは農業は一家の主人だけではなく家族全部が協力して行うと云う世帯本位であるからです。又農業委員会へ申請が終つたら最寄りの農業委員へ事情を話して置くと会議の際によく説明をして戴けるので早く許可書が届きます。

次には農業委員会を申請書が認められて県知事へ送られます県知事は内容を検討して合格すると許可書を農業委員会へ送ります農業委員会は皆さんの手許へ送りますがこの土地について農地改革で国より売渡を受けた土地で年プ金のある人は一時に繰上げて償還をしなければ許可書を皆さんに渡しませんから必ず繰上償還で残金を払込みましよう。許可書を受取つたら登記所に行つて「土地所有権移転登記申請書」を代書さんに作成して戴いて登記を完了して下さい。農業委員会より許可書を戴いても登記をしなければ何んにもなりません

登記をしないで置いた為に別の人に売られたり土地を渡した人が死んでしまつて登記が出来なくなつて泣いている人も多くありますから早急に登記を引いて下さい。

次は農地を宅地にする場合です。これも前に述べた要領と同じ書式です。その外に略図が必要です。宅地にする土地のまわりの土地を地番地目面積所有者耕作者などを書込みます。そしてまわりの土地に被害があるかないかある場合はどうして補償するかなどを書き込んだ外に隣地の同意書を戴きます、正当の理由がないのに同意をしてくれないときは同意書はつけないで申請をします。後日県当局の係官が現地調査をやります。次は宅地にする土地へどんな建物などの様に建てるかと云う配置計画図を作成します。

例えば木造平屋建瓦葺居宅とか物置　畜舎　作業場　葉煙草乾燥場などと記入します。

以上で書類の作成は終るわけです。宅地の許可書が県知事より送られると同時に許可の標示板が交付されます。この板を建物のあるじやまにならない所へ打ちつけておいて下さい。この板の代金は百円納入しますので交付のとき申請者より戴きます。

この事は農地法の規則の中では第四条と第五条で規定されています。許可を取らないで農地を宅地にすると罰則があり最近は特に厳しく取締りが行われておりますから必ず許可を受けて下さい。

産業開発青年隊員募集始る

産業開発青年隊について左記により広く一般から募集することになつたからお知らせします。

記

一、趣旨
将来建設技術者となり海外（ブラジル）へ建設移民として独立自営の道をひらこうとする青年を募集するもので、建設省は三ケ年計画のもとに技術者千五百人を目標としている。

「仂きつつ学ぶ」産業開発青年隊員は国営工事に就労し自活生活を行いつつ建設技能者に必要な知識技術の修得を計るものである

一、募集人員
二十五人（関東地方建設局管内）

一、入隊資格
1 十八才より二十五才まで の独身青年男子
2 義務教育修了又はこれ以上の学歴を有する者（ただし普通高等学校卒業程度の学力、考査に合格しうる能力を有すること）
3 心身強健にして犯罪を有しない者

一、申込方法
次の書類を各二部茨城県庁開発課を提出すること
1. 入隊申込書
2. 最終学校の卒業若しくは修了時の成績証明書
3. 人物考査書（最終学校長の発行するもの）
4. 身体検査書（最新のもので公立医療機関の証明するもの）
5. 履歴書
6. 戸籍抄本
7. 海外移住同意書

一、申込の時期
昭和三十四年十二月一日より昭和三十五年二月二十四日までとする。

経済課

青年の意気もり上がる

村一周マラソン實施さる

村体育協会主催による第二回マラソン大会は十二月二十三日めぐまれた天候のもと、参加八チーム、二十三キロのコースで行われた。成績は次の通りであつた。

一、津澄チーム　一時間二十三分四十秒
二、全武田チーム　一時間二十四分一八秒
三、要Bチーム　一時間二十五分三十九秒
四、武田Gチーム　一時間二十六分十一秒
五、マヒナスターズチーム　一時間二十八分二十一秒
六、要OBチーム　一時間三十一分三十四秒
七、要Aチーム　一時間三十二分十六秒
八、役場チーム　一時間三十四分五十八秒

成人の門出を祝し

成人式典實施

昭和三十五年度一五四名の成人各位のはれの社会立ちを祝つて一月十五日山田小学校にて実施。

みなさんの御協力をまつ

自転車記名運動実施

最近の自転車盗難の実情にかんがみ、その記名運動を展開することになりましたので是非御協力下さい。

尚村内各地区毎に実施その場所、時間等については、回覧等で後日お知らせ致します

御題「光」を謹詠して

境勇

明け初めてたなびく雲のあいまより
旭光強く富士に光りぬ

境氏は、役場戸籍主任として、勤務中も熱心に和歌等を研究、現在退職してからも益々研究をかさね、今回三十五年度のはじめにあたりつくられたものである。

笑話

母親「お前つたら、ほんとに今にも開こうとしている花のつぼみみたいだわね」

むすめ「アラ、私そんなにきれい」

母親「だつてフクレテばかりいるじやないの」

☆禁酒断行

一年頭の決意日